

## 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 68 号	令和 2 年度盛岡市一般会計補正予算 (第 2 号) .....	1
議案第 69 号	盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例に ついて.....	4
議案第 70 号	専決処分につき承認を求めることについて.....	5

議案第 68 号

令和 2 年度盛岡市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 2 年度盛岡市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,094,889千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 146,062,667千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 5 月 22 日 提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	51,216,128	799,066	52,015,194
	1 国庫負担金	16,959,479	18,882	16,978,361
	2 国庫補助金	34,189,194	780,184	34,969,378
17	県支出金	8,249,062	277,803	8,526,865
	2 県補助金	1,882,590	40,000	1,922,590
	3 委託金	649,574	237,803	887,377
20	繰入金	3,330,779	18,020	3,348,799
	2 基金繰入金	2,746,588	18,020	2,764,608
	歳入合計	144,967,778	1,094,889	146,062,667

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
3	民生費	47,775,978	106,719	47,882,697
	2 児童福祉費	21,712,258	81,542	21,793,800
	3 生活保護費	7,795,085	25,177	7,820,262
4	衛生費	8,639,586	261,251	8,900,837
	3 保健所費	2,332,228	261,251	2,593,479
6	農林費	2,635,999	11,000	2,646,999
	1 農業費	2,226,993	11,000	2,237,993
7	商工費	1,626,126	715,919	2,342,045
	1 商工費	1,626,126	715,919	2,342,045
	歳 出 合 計	144,967,778	1,094,889	146,062,667

議案第 69 号

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例について  
盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を次のとおり改正するものとする。

令和 2 年 5 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例  
盛岡市における常勤の特別職の給与に関する条例（昭和26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 32 令和2年6月に支給する市長，副市長，監査委員，教育長及び上下水道事業管理者の期末手当の額は，第5条の規定にかかわらず，同条の規定による額から，当該額に，市長にあつては100分の20，副市長にあつては100分の15，監査委員，教育長及び上下水道事業管理者にあつては100分の10を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

常勤の特別職の職員のうち市長，副市長，監査委員，教育長及び上下水道事業管理者に令和2年6月に支給する期末手当を減額しようとするものである。

議案第 70 号

専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により次のとおり専決処分したから、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 22 日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

専決処分書

盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めためので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 5 月 12 日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

盛岡市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

盛岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 8 号を第 9 号とし、第 2 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 広域連合条例第 4 条第 1 項の傷病手当金の支給に係る申請書の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。